

宇治市監査委員公表第 14 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

平成 29 年 11 月 21 日

宇治市監査委員
小 山 茂 樹
森 真 二
水 谷 修

- 1 監査の結果を公表した日
平成 29 年 9 月 19 日（宇治市監査委員公表第 12 号）
- 2 当該通知に係る事項
次のとおり。

監査対象 市民環境部 環境企画課

監査期間 平成29年 6月 2日 ~ 7月21日

監査結果（指摘事項）	措置状況等（改善内容）
<p>委託料支出状況について、支出負担行為の遅れが見受けられた。 今後は適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>支出負担行為を適切な時期に行うよう、委託料の支払業務の注意点について職員に指導を図りました。 また、課内会議において事例報告を行い、全職員に支出事務を行う場合には作成時期に注意するよう徹底しました。 今後、根拠法令等に基づき適正な事務執行に努めます。</p>

監査対象 市民環境部 ごみ減量推進課
監査期間 平成29年6月2日 ～ 7月21日

	監査結果（指摘事項）	措置状況等（改善内容）
1	処理手数料の調定処理において、調定作成に遅れが見受けられた。	手数料収入の調定を扱う全職員に対して、調定の作成は適切な時期に行うよう指導を図るとともに、事務引継書に注意すべき内容として記載させました。 また、課内会議において事例報告を行い、全職員に調定事務を行う場合には、作成時期に注意するよう徹底しました。

監査対象 都市整備部歴史まちづくり推進課
監査期間 平成29年 6月 2日 ~ 7月21日

監査結果（指摘事項）		措置状況等（改善内容）
1	屋外広告物等許可申請手数料収入状況について、平成26年度の前回定期監査において調定の遅れが見受けられたと指摘した点については、今回も同様の状況が見受けられた。適正な事務の執行を強く求める。	手数料納付書の発行に際して、調定が行われていることを複数体制でチェックすることについて、再度係内で確認を行った。また、屋外広告物管理システムにおける納付書印刷時の実行条件に、調定日の入力を付与する改善を進めている。
2	補助金支出状況について、支出負担行為の遅れが見受けられた。今後は適正な事務の執行に努められたい。	補助金支出処理に際しては、事業担当者と庶務担当者間での連携を図り、変更等があった場合にも漏れのないよう処理することを確認した。